

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	東京コスモス電機株式会社	コード	6772
提出日	2025/6/30	異動（予定）日	2025/6/24
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されたため		
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l		
1	李 秀 鵬	社外取締役	○													○	新任 有
2	伊勢谷 直樹	社外取締役	○													○	新任 有
3	黄 聖 達	社外取締役										●					新任 有
4	大木 真	社外取締役	○													○	新任 有
5	山本 隆章	社外取締役	○													○	有
6	小野 正典	社外取締役	○													○	有
7	森田 貴子	社外取締役	○													○	有
8	山口 鍾蔵	社外取締役	○													○	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		李秀鵬氏は、業務執行する経営陣から独立した立場にあります。同氏は、20年以上にわたり中国及び日本において会社経営に関わった豊富な経験を有し、当社の経営に対して適切な助言を行い、当社の事業の拡大及び発展に大きく貢献することが期待されるため、社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項及び当社が定める社外役員の独立性に関する基準に該当しておらず、独立性を有しています。
2		伊勢谷直樹氏は、業務執行する経営陣から独立した立場にあります。同氏は、国内大手金融機関、ホリス経営コンサルティング・ファーム及びグローバル格付会社での豊富な経験を有し、当社取締役会に対し、経営全般に関する助言とともに、資本政策や資本市場にも精通する立場から助言を行い、経営の監督を行うことが期待されるため、社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項及び当社が定める社外役員の独立性に関する基準に該当しておらず、独立性を有しています。
3	黄聖達氏は、30年以上にわたり日本及び中国の製造業系の企業に勤務し、同国の文化と会社経営に深い造詣を有し、当社の中国における拠点のポテンシャルを最大限に発揮させる役割が期待されるため、社外取締役に選任しておりますが、同氏の二親等の親族が、当社の主要株主の業務執行者であるため、当社が定める社外役員の独立性に関する基準に従い、独立役員の資格を充たさないと判断しております。	
4		大木真氏は、業務執行する経営陣から独立した立場にあります。同氏は、国内大手監査法人及び外資系金融機関における投資銀行部門での豊富な経験を有し、当社取締役会に対し、特に財務・会計・資本戦略・M&Aにかかる助言を行い、経営の監督を行うことが期待されるため、社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項及び当社が定める社外役員の独立性に関する基準に該当しておらず、独立性を有しています。
5		山本隆章氏は、業務執行する経営陣から独立した立場にあります。同氏は、大手企業における経理業務に長年従事され、予算、決算・開示、税務、システム開発、内部統制などに豊富な経験と知見を有しており、また同子会社の取締役として経営に参画されました。また、多様な会社での監査役としての業務にも長年従事され、さらには日本監査役協会においても監査役に必要な法的・実務的知識の習得などを推進する役割も担ってきております。これらの豊富な知識・経験及び高い識見を当社の監査・監督体制の強化に活かしていただくため、社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項及び当社が定める社外役員の独立性に関する基準に該当しておらず、独立性を有しています。
6		小野正典氏は、業務執行する経営陣から独立した立場にあります。同氏は、弁護士としての経験・識見が豊富であり、当社の論理に促われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもつて経営の監視・監督を遂行するに選任であります。このことにより、取締役会の透明性の向上および監査・監督機能の強化に繋がるものと判断し、社外取締役に選任しています。なお、同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しました。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項及び当社が定める社外役員の独立性に関する基準に該当しておらず、独立性を有しています。
7		森田貴子氏は、税理士として専門的な知識・経験が豊富であり、財務・会計に関する幅広い知見を有しております。同氏は、業務執行する経営陣から独立した立場にあり、かつこれらの豊富な知識・経験と高い識見を当社の監査・監督体制の強化に活かしていただくため、社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項及び当社が定める社外役員の独立性に関する基準に該当しておらず、独立性を有しています。
8		山口鍾蔵氏は、業務執行する経営陣から独立した立場にあります。同氏は、大手企業における開発業務、事業責任者、社長として経営に長年従事され、技術、製品開発、事業運営、会社経営などに豊富な経験と知見を有しております。当社の技術・製品開発に対する助言により成長に寄与し推進いただく人材として選任であるとともに、これらの豊富な知識・経験及び高い識見を当社の監査・監督体制の強化に活かしていただくため、社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項及び当社が定める社外役員の独立性に関する基準に該当しておらず、独立性を有しています。

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者又は取締役）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。